

別紙第 5 号書式 (昭45蔵令82・全改、令元財令5・一部改正)

有価証券(・現金)受領控〔納付委託関係〕

第 一 片	債務者	(住 所)			(氏 名)	
	証券の 種 類	記号番号	券面金額	支払場所 (支払人)	支払期日	振 出 人 (取立費用)
	合計額	—	—	—	—	—

次の債権について、貴殿からの納付委託の申出に基づき、上記のとおり有価証券を受領しました。

(なお、本証券の取立てについて、取立費用を必要としますので、合計額欄に記載した金額に相当する現金をあわせて受領しました。)

年 月 日

(所属庁名 官職 氏 名)

債権の概要	
債権管理職員	(歳入徴収官等 官職 氏 名)

有価証券(・現金)受領証書〔納付委託関係〕

第(注) 二 片	債務者	(住 所)			(氏 名)	
	証券の 種 類	記号番号	券面金額	支払場所 (支払人)	支払期日	振 出 人 (取立費用)
	合計額	—	—	—	—	—

次の債権について、貴殿からの納付委託の申出に基づき、上記のとおり有価証券を受領しました。

(なお、本証券の取立てについて、取立費用を必要としますので、合計額欄に記載した金額に相当する現金をあわせて受領しました。)

年 月 日

(所属庁名 官職 氏 名<sup>㊤</sup>)

債権の概要	
債権管理職員	(歳入徴収官等 官職 氏 名)

納付委託に関する裏面の記載事項を御参照下さい。

(裏 面)

#### 納付委託に関する取扱要領

納付委託のために提供された有価証券については、下記の手続により納付委託の処理が行なわれることとなりますので御了知下さい。

- 1 受領した有価証券については、その後、債権管理職員が審査し、納付委託に応ずることとしたときは、納付受託通知書を送付します（納付委託に応じないこととした場合には、3～(1)により、貴殿に受領した有価証券を返還します。）。
- 2 納付委託に応じた有価証券の取立てが完了し、かつ、その取り立てた金銭をもって国の債権の弁済を行ない、領収証書を受け取ったときは、債権管理職員からその領収証書を貴殿に送付します。
- 3 次の場合には、その旨を貴殿に通知し、提供された有価証券をこの受領証書と引き換えに返還しますので、これを御持参のうえ表記の官署にお出で下さるか、又は貴殿からの受領証書の送付と引き換えに貴殿の負担において郵送します。
  - (1) 債権管理職員において、納付委託に応じないこととした場合
  - (2) 納付委託をした有価証券について、支払いを受けることができなかった場合
  - (3) 納付委託の原因となる国の債権が消滅した場合
- 4 納付委託をした有価証券について、支払いを受けることができなかった場合におけるその証券のそ求権の行使については、いうまでもなく貴殿において行なうこととなります。
- 5 受領した取立費用の金額以上の取立費用を要したときは、債権管理職員からの請求により、その支払いをして下さい。納付委託した有価証券について支払いを受けることができなかった場合にも同様といたします。
- 6 貴殿から納付委託の解除の申出があり、債権管理職員においてやむを得ない事由があり、かつ、解除に応じても支障がないと認めるときは、この納付委託を解除することができることとします（この場合には、3と同様の方法により、受領した有価証券を返還します。）。
- 7 上記6の納付委託の解除に伴い費用を要するときは、その費用の支払いをして下さい。

以上の注意事項は、1により債権管理職員が納付受託通知書を送付することにより納付委託に応ずることとした場合の条件になりますから御承知下さい。

#### 備 考

- 1 用紙の大きさは、各片ともおおむね日本産業規格A列5とする。
- 2 各片に共通する事項は、複写により記入するものとする。
- 3 本書式中取立費用に関するかつこ書の部分については、実際に取立費用を受領する必要が生じたときに記載し、又は当該部分をあらかじめ記載しておき、その必要が生じないときは抹消することができる。
- 4 本書式は、必要に応じて記載事項を修正することができる。